

○ 国立大学法人埼玉大学総合研究機構脳科学融合研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第7条の規定に基づき、脳科学融合研究センター（以下「センター」という。）に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、埼玉大学における研究拠点として、脳科学及び脳科学関連技術研究を結集し、生命科学、理学及び工学的見地から脳機能の解明と応用に関する研究を行い、その成果の社会への還元を目指すことを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 脳機能解析部門
- (2) 脳発生発達解析部門
- (3) 脳科学研究新技術開発部門

(業務)

第4条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 脳機能解析部門
ヒト又は実験動物を対象とした高次脳機能及び恒常性の維持に関わる生命維持機能の解明
- (2) 脳発生発達解析部門
脳機能の背景にある脳高次構造発生及びその後の発達の制御機構並びに各種難治脳・神経疾患の発症機構の解明
- (3) 脳科学研究新技術開発部門
脳科学研究の新展開を可能にする新たな生物科学的技術の開発

(組織)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 連携教員
- (4) 兼任教員
- (5) その他の教職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員の採用及び昇任等に関しては、別に定める。

(連携教員)

第8条 連携教員は、学外者から、学長が委嘱する。

2 連携教員の選考等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、脳科学及び脳科学関連技術研究に関する専門的知識を有する本学の教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による兼任教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザーボード)

第10条 センターにアドバイザーボードを置き、センターの運営に関して総合研究機構長に助言をする。

2 アドバイザーボードは、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 脳科学に関する学識経験者

(2) その他総合研究機構長が必要と認めた者

3 前項各号の構成員は、学長が委嘱する。

4 構成員の任期は、学長がその都度定める。

(研究活動評価)

第11条 センターに、内部評価委員会及び外部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会及び外部評価委員会は、次に掲げる事項を審議し、センターの運営に関して改善が必要な場合は改善を求めることができる。

(1) 研究活動に対する評価に関する事項

(2) 研究内容及び研究方針に関する事項

(3) その他研究活動評価に関する事項

(内部評価委員会)

第12条 内部評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総合研究機構長

(2) 理工学研究科長

(3) 理学部長及び工学部長

(4) 教養学部長、教育学部長及び経済学部長のうちから1人

(5) その他総合研究機構長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 内部評価委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。ただし、委員長

に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

- 2 委員長は、内部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 内部評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(外部評価委員会)

第14条 外部評価委員会は、学外の学識経験者による委員4人程度をもって組織する。

- 2 委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、学長がその都度定める。

第15条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

- 2 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 外部評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(センター会議)

第16条 センターにセンター会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の具体的方策に関する事項
- (2) 自己評価に関する事項
- (3) その他センターに関する事項

第17条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センターの専任教員
 - (3) 理工学研究科の教授、准教授、講師又は助教のうちから選出された者2人
 - (4) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。
 - 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

- 2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 3 センター会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部門委員会)

第19条 センター会議の下に、部門委員会を置く。

- 2 部門委員会は、脳機能解析部門、脳発生発達解析部門、脳科学研究新技術開発部門ごとに、各部門の専門的事項を検討する。
- 3 部門委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第20条 センターの事務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成26年4月1日以後においてもセンターの継続をする必要があると認められるに至ったときは、同日から起算して5年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。
- 3 この規程施行後、第6条第1項の規定に基づく最初のセンター長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 4 この規程施行後、第12条第1項第4号及び第5号並びに第17条第1項第3号及び第4号の規定に基づく最初の委員の任期は、第12条第3項及び第17条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。